審査基準

平成19年10月1日作成

法 令 名:武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律施行

令

根 拠 条 項:第39条

処 分 の 概 要:緊急通行車両の確認

原権者(委任先):兵庫県知事、兵庫県公安委員会

法 令 の 定 め:災害対策基本法施行令第32条の2

審 査 基 準:

車両の使用者の申出を受けた都道府県公安委員会は、当該車両が以下のいずれかに 該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行 うものとする。

- 1 国民の保護のための措置に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。
- 2 国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。
- 3 1及び2以外の場合であって、国民の保護のための措置を実施するための車両であること。

標準処理期間:即時

申 請 先:申請書は、当該車両の出発地を管轄する警察本部の交通規制課管

制センターに提出してください。

問 い 合 わ せ 先:交通部交通規制課交通管制センター

078 - 341 - 7441 (内線5216)

備 考: